

# 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件

平成31年2月8日  
令和2年4月1日改定  
文部科学省高等教育局

## 第1 趣旨

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に必要な要件については、ここに定めるところによる。

## 第2 総則

この要件は、文部科学省が「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可するに当たって必要となる要件を示すものである。

## 第3 「JAPAN e-Portfolio」運営主体（以下、「運営主体」という。）の適格性に関する要件

- 1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。
- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 継続性のある組織・経営体制であり、次の（1）（2）（3）を満たしていること。
  - （1）債務超過でないこと。
  - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
  - （3）「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。

## 第4 運営・管理に関する要件

- 1 運営主体は、大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及び協力者会議における意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。
- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とされない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

- 4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。
  - (1) 文部科学省から求めがあった事項に関する報告
  - (2) 決算報告及び事業報告（毎事業年度）
  - (3) 情報銀行の認定の更新があった場合の報告（更新の時）
  - (4) 情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告（停止・取消があった時）

#### 第5 事業内容に関する要件

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができること。

#### 第6 その他

- 1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。
- 2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。
- 3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。
- 4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

#### 附則

- 1 この要件は、平成31年4月1日から施行する。ただし、令和2年4月1日の第4の1の改定規定は、同日から施行する。
- 2 第3の3(3)については、当分の間、「情報銀行」の認定を現に取得しておらず、今後取得する予定がある者については、取得するまでの間、法人として、又は利用者の個人情報扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の適合性評価の認証を受けているなど、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていることが証明できることをもって足りることとする。